

事務・権限名	高齢者居住安定確保計画の策定
事務・権限の概要	高齢者居住安定確保計画については、市町村が都道府県と協議の上、市町村計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅等の供給目標等を定めることができるようになった。
関係府省	厚生労働省
法律名	高齢者の居住の安定確保に関する法律
条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条
特例条例による移譲対象 (第1・第2区分)	対象となっていない
札幌市への移譲状況	現在のところ、札幌市から市町村計画の策定に係る相談等はないが、今後市町村計画策定に関し、求めに応じて、必要な情報を提供していく。なお、既に政令市である札幌市は、サービス付き高齢者向け住宅の登録機関として、登録について独自の基準を定めて登録を行っている。

札幌市との協議状況	未協議
事務処理マニュアルの有無	無
事務処理体制(人員等)	道においては、計画策定業務を建設部住宅局住宅課が、サービス付き高齢者向け住宅の登録事務を同建築指導課及び保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課が、それぞれ所掌しており、分野横断的な連携が必要となる。
札幌市において整備が必要と考えられる条例・規則等	無
事務スケジュール	未定
北海道所管部局課	建設部住宅局住宅課、同建築指導課 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課